

補償内容

■ 補償内容の詳細につきましては2ページから3ページをご覧ください ■

補償内容		このようなときに補償されます	保険金額
ケガの補償	死亡保険金	事故の発生から180日以内に死亡したとき	200万円
	後遺障害保険金	事故の発生から180日以内に約款所定の後遺障害が発生したとき	死亡・後遺障害保険金額 × 100%～4%
	入院保険金	事故の発生から180日以内に入院したとき	1,500円
	手術保険金	事故の発生から180日以内に手術を受けたとき	【入院中の手術】 入院保険金日額の10倍 【上記以外の手術】 入院保険金日額の5倍
賠償責任特約		日本国内で他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任（業務遂行に直接起因するものを除きます）を負った場合	1億円

万一の賠償事故に備えた「個人賠償責任」特約がセットされています！

ポイント その1

ご家族も対象

ポイント その2

示談交渉サービス

「個人賠償責任」は、ご加入された方ご本人の **ご家族全員**※ が被保険者となります。

※被保険者となるご家族の範囲については3ページおよび下記となります。

- a) 本人の配偶者
- b) 本人またはその配偶者と同居の、本人または配偶者の親族
- c) 本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
- d) 本人および (a) から (c) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方^(注)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。



(注) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

日本国内の事故で、被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合は、被保険者のお申出により、引受保険会社は被保険者のために **示談交渉をお引受します**。*

※示談交渉サービスをご利用いただくためには所定の条件があります。詳細は下記をご覧ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、個人賠償責任危険補償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任危険補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

事故・トラブル発生時のご連絡先

RT. ワークス サポートセンター : 0120-959-537

受付時間 (月～金) 9:00～17:00

※土日・祝およびお盆、年末年始は除く

(★)RT. ワークスが締結している保険契約(引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社)に基づき、補償をご提供します。詳細は2ページから3ページをご覧ください。「交通傷害プラン」の対象とならない事故もしくは免責事項などに該当する場合は、保険金をお支払できない場合がございます。

「ロボットアシストウォーカーRT. 1」ご購入

＋「おさんぽケア安心パック」ご加入のお客さまへ

自動付帯・交通傷害プランのご案内

(※保険料のご負担はございません。)

この度は「ロボットアシストウォーカーRT.1」をご購入いただき、ありがとうございます。お客さまの「安心で安全な歩行」のために「RT.1」をご購入いただき、かつ「安心通信パックサービス」にお申込みの方(※)に自動車などとの交通事故等に備える自動付帯の「交通傷害プラン」をご提供しております。

(★)商品購入と同時に「おさんぽケア安心パック」をご契約いただいたお客さま(ご利用者登録が必要です)

保険期間

1年間(あらたに加入される場合は下記の期間となります)
※加入希望日の午後4時から2018年7月15日午後4時までとなります。

補償内容

保険種目: 団体総合生活補償保険(傷害補償(標準型))特約付
【ケガの補償(交通事故危険のみ)】
死亡・後遺障害: 200万円 入院・手術: 1,500円
【個人賠償責任】
1億円(日本国内のみ・示談交渉サービス付)
詳細は4ページをご覧ください

★たとえば、こんなときにお役に立ちます★

こんな時に	自動車・バイクとの接触事故	自転車との接触事故	歩行者との接触事故	単独での転倒事故
	○		×	
RT. 1を利用して外出中に	RT. 1を利用して道路を横断中、自動車にはねられてケガをした。	RT. 1を利用中、自転車とすれ違う際に接触してケガをした。	RT. 1を利用中、歩行者と接触して転倒しケガをした。	RT. 1を利用中、道路の段差につまずいて転倒してケガをした。
日常生活にて外出中に	道路を歩行中に交差点で自動車にはねられてケガをした。	歩行中に対向してきた自転車と接触して、転倒してケガをした。	人混みを歩行中に歩行者と接触し、転倒してケガをした。	自宅の階段を誤って踏み外し、転倒してケガをした。
交通傷害プラン	自転車事故はもちろん自転車以外の交通事故(駅改札内での事故を含む)を補償します			

個人賠償責任



自転車で人にぶつかりケガをさせた



風呂をあふれさせ、階下の住人宅を水浸しにした

“新たな歩行体験”に
さらなる安心をプラス!



保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任 保険金 ★個人賠償責任 危険補償特約	<p>保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>① 本人の居住の用に供される住宅^(*)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>② 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(*) 敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者[※]、同居の親族および別居の未婚[※]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用^(*)等をお支払します。</p> <p>(*) 引受保険会社の書面による同意が必要となります。</p> <p>(注1) 法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者または被保険者の故意による損害 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族[※]に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等[※]の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 戦争、その他の変乱[※]、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p style="text-align: right;">など</p>

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。(*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
- 「継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。」
- 「後遺障害」とは、治療[※]の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見[※]のないものを除きます。
- 「交通事故」とは、次の事故をいいます。
 - ①運行中の交通乗用具[※]との衝突、接触等^(*)
 - ②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等^(*)
 - ③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故(異常かつ危険な方法で搭乗している間は対象になりません。)
 - ④乗客として交通乗用具の改札口に入って改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
 - ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故^(*)(ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。)
 - ⑥交通乗用具の火災
- 「(*) 立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。」
- 「交通乗用具」とは、電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、エレベーター等、交通事故危険のみ補償特約に定められたものをいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等[※]を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^{(*)1}。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療[※]に該当する診療行為^{(*)2}
 - (*)1 ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (*)2 ②の診療行為は、治療[※]を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者[※]および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術[※]または放射線治療[※]を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師[※]が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療[※]が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師[※]の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。